

# 被扶養者にパート・アルバイト収入がある場合は 月額収入確認をお願いいたします！

扶養認定にかかる収入基準額につきましては、認定対象者に収入がある場合、年額130万円未満(障害年金受給者および60歳以上の年金受給者は年額180万円未満)とされております。

なお、パート・アルバイトなどの恒常的な給与収入がある場合は、月額も判断基準となりますので、被扶養者の収入状況をご確認願います。

## 月額基準額を超過した場合の取扱い事例

以下の事例に該当した場合は、取消対象となりますので、ご注意願います。

①3カ月連続して月額基準額（108,334円）を超えた場合

支給月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
総支給額	90,000円	90,000円	90,000円	120,000円	120,000円	120,000円

取消

【判定】4月～6月まで3カ月連続して月額基準額（108,334円）を超えているため、取消対象となります。

【取消日】4月1日

②連続した対象月の3カ月平均額が月額基準額（108,334円）を超えた場合

支給月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総支給額	90,000円	90,000円	90,000円	120,000円	120,000円	90,000円

取消

連続した3カ月の平均額	90,000円(7月～9月までの平均額)	100,000円(8月～10月までの平均額)	110,000円(9月～11月までの平均額)	110,000円(10月～12月までの平均額)
-------------	----------------------	------------------------	------------------------	-------------------------

【判定】9月～11月までの3カ月平均額が月額基準額（108,334円）を超えていることに伴い、当該3カ月連続した対象月のうち、最初に月額基準額を超えた月が取消対象となります。

【取消日】10月1日

## 再認定の取扱い

前述の事例に該当したことに伴い、扶養取消を行った後、再度、扶養認定を申請する場合は、以下の書類をご用意ください。

【添付書類】

- ①月額基準額を超えないことが確認できる雇用契約書の写し
- ②直近3カ月の給与明細の写し

再認定日につきましては、申告書の証明日(所属所長が証明した日)が認定日となります。

また、再認定時においては、引き続き、月額基準額を超えないことを確認するため、【条件付認定】といたしますので、後日、「認定日以降、3カ月分の給与明細の写し」をご提出願います。

なお、後日、提出された認定日以降における3カ月分の収入を確認した結果、1カ月でも月額基準額を超えていることが判明した場合、認定日に遡り、扶養取消となりますので、ご注意願います。

## 早めに手続きをお願いいたします！

遡って、扶養取消を行った場合、医療費の返還が生じるとともに、国民健康保険並びに配偶者の場合は国民年金の加入費用が発生いたしますので、遡及期間が長いほど負担が大きくなります。

日頃より、月額の収入確認を行い、扶養取消となった場合は、速やかに手続きをお願いいたします。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306